

特定行政書士法定研修は制度の未来への試金石

行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士) は、行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。

行政書士証票に「特定行政書士」が付記されます。

[申込期間] 2020年4月1日[水]~6月19日[金]

[研修期間] 2020年7月下旬~10月上旬 (単位会が設定するクールにて実施します。)

[考 査 日] 2020年10月18日[日]

※詳細は「月刊日本行政」4月~6月各号に掲載の「令和2年度特定行 政書士法定研修募集要項」及び日行連ホームページ「特定行政書士 特設サイト」をご覧ください。

行政法総論、行政手続制度概説

行政手続法の論点、行政不服審査制度概説

行政不服審査法の論点

行政事件訴訟法の論点 要件事宝·事宝認定論

特定行政書士の倫理、総まとめ

「プレ研修」は日行連ホームページ中央研修所研修サイトで公開中!



日本行政書士会連合会

